

議案第 6 号

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

平成30年 6 月 5 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年葉山町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項第 1 号」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う者については、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業等を行う者に代わる保育（以下「代替保育」という。）を提供する連携施設の確保が求められているところ、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすときには、次に掲げる者を確保することをもって、連携施設の確保に代えることができることとした。

① 家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所において代替保育を提供する場合

小規模保育事業（A型及びB型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業者等」という。）

② 事業実施場所において代替保育を提供する場合

事業の規模等を勘案して、小規模保育事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

(2) 家庭的保育事業（家庭的保育者の居宅で保育を提供するものに限る。）を行う場合の利用乳幼児に提供する食事について、「保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託しており、一定の要件を満たす者として町長が適当と認めるもの」で調理し、搬入する方法を認めることとした。

(3) 制定附則第1項に規定する施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育者の居宅で保育を提供するものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から10年間は、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないこととするとともに、当該施設等内での調理を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。 (3) (略) <u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。 (3) (略)

改正後	改正前
3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者</u> （食事の提供の特例） 第16条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) （略） <u>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u> （連携施設に関する特例） 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	（食事の提供の特例） 第16条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) （略） （連携施設に関する特例） 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。 (食事の提供の経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。 3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(家庭的保育者の居宅に限る。))において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、<u>施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。))及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設</u>	附 則 (施行期日) 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。 (食事の提供の経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

改正後	改正前
<u>において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保する よう努めなければならない。</u> <u>4～6</u> （略）	 <u>3～5</u> （略）